

## 奈良県聴覚障害者協会「聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状」への回答

### 1. 手話言語条例の制定について

手話言語条例は、手話の普及のために取り組むことや、聴覚障害のある子供たちのための教育環境の整備などに欠かせないものです。奈良県では、奈良県議会が2014年6月定例議会で「手話言語法の制定を求める意見書」を採択したのに続き、本年3月大和郡山市議会で奈良県初の「大和郡山市手話に関する基本条例」が可決されました。条例制定が、全国で4番目の県となるようにがんばります。

### 2. 奈良県の就職事情

企業に法定雇用率を守らせ、さらに法定雇用率を引き上げることを労働局などが先頭に立って、働き続けるための支援をすすめて事が大切です。職場で困難なことは電話です。電話リレーサービスできれば、聴覚障害者の仕事の範囲がひろがります。手話や指点字通訳者の派遣、要約筆記などの導入も就労者を増やす条件の一つです。

### 3. 手話通訳者の働く場の確保

手話通訳者は、語学の専門家であるとともに、地域の聴覚障害者の実情や福祉制度に通じた聴覚障害者福祉の専門家で地域の宝です。こうした人々の労働者性を確保し、身分・生活を安定させることが急がれます。

### 4. 高齢聴覚障害者の支援

高齢聴覚障害者が利用できる介護保険サービスは限られており、聴覚障害の特性に配慮されたサービス、事業所が少ないのが現実です。65歳で希望すれば「介護保険優先の原則」を強調するのではなく、障害福祉サービスでもうけられるようにすべきです。

### 5. その他

聴覚障害者の雇用を拡大するため、各企業に手話通訳担当者を置くための助成金を増額し、活用しやすいものにします。また、企業に対して企業秘密等の理由で手話通訳を断ることのないよう手話通訳派遣事業所との契約締結促進を図ります。

### 6. 回答者氏名 日本共産党 山崎たよ

以上